

平成25年度独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しについて

独法通則法第35条の規定に基づき、中期目標期間終了時に当該法人の事務・事業全般にわたる検討を行う。

見直し対象法人: 1法人

独立行政法人海洋研究開発機構

平成25年度のスケジュール

- 8月
- ・文部科学省独法評価委員会総会及び本分科会において、見直しの当初案について意見聴取
 - ・文部科学大臣が「見直し当初案」を作成
- ▽
- 9月～11月
- ・総務省政独委等における議論
 - ・総務省政独委「勧告の方向性」を主務大臣に通知（12月16日）
- ▽
- 12月17日
- 本分科会において「勧告の方向性」を踏まえた見直し案について意見聴取
- ▽
- 12月17日
- 文部科学省独法評価委員会総会において「勧告の方向性」を踏まえた見直し案について意見聴取
- ▽
- 12月
- 海洋研究開発機構の見直し内容を文部科学大臣が決定
- ▽
- 2月上中旬
- 文部科学省独法評価委員会総会及び本分科会において、次期中期目標・中期計画について意見聴取
- ▽
- ～3月
- 文部科学大臣が次期中期目標を策定、並びに次期中期計画を承認